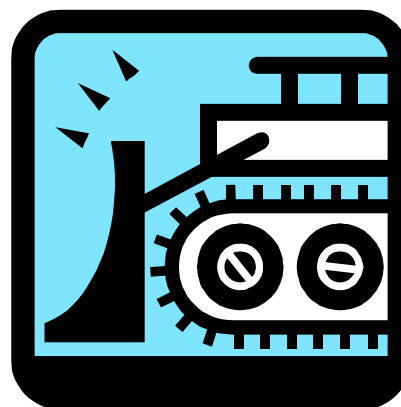


申請書作成に当たっての 留意事項



目次

- 1 大きな手戻りを防ぐために
- 2 手戻りを防ぐために
- 3 よくある補正事項

1 大きな手戻りを防ぐために

(1) 適切な区域の設定

- ① 森林計画図での森林区域の確認
- ② 適切な残置森林の確保

(2) 他法令の規制等の確認

①計画図での森林区域の確認

- 林地開発許可制度の対象は、地域森林計画対象となる森林であり、森林区域をどのくらい開発するかを明確にする必要があります。
- 森林区域は、森林計画図を確認しないと分かりません。

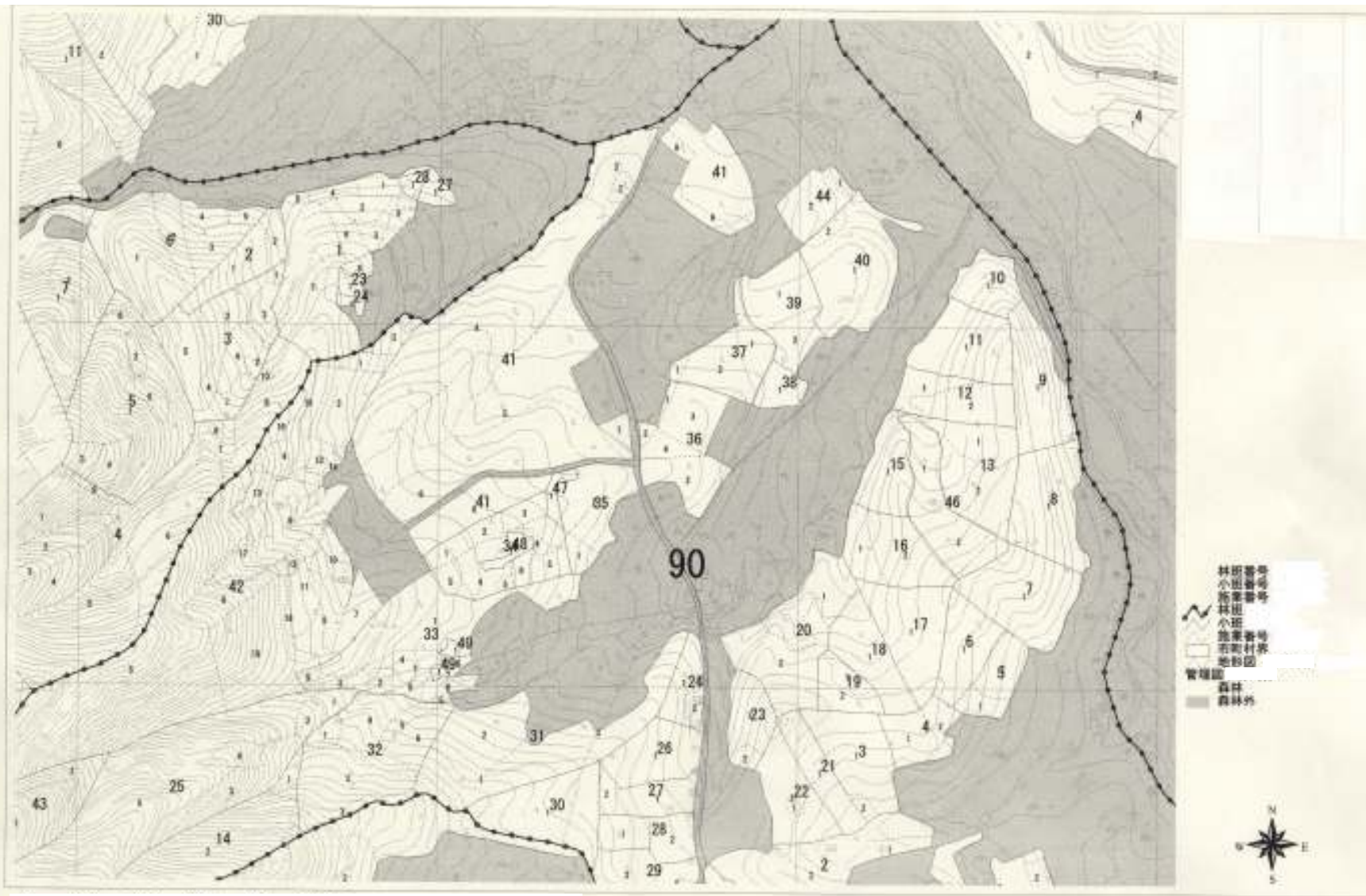
・森林計画図での確認はなぜ必要か？

- ・ 地域森林計画の対象となる森林は、
 - ① 土地登記簿謄本の地目や赤線、青線との整合性はとられておりません。
 - ② 現況が森林でなくても、森林区域に含まれていることがあります。



森林区域は振興局にある森林計画図で確認してください。

(参考) 森林計画図



6

100
米
スケール

「岩手県」

②適切な残置森林の確保

- 開発の目的に応じて必要な残置森林の率や配置等が定められていますので、基準に基づいて配置してください。

(2) 他法令の規制等の確認

- 下記については事前に確認していただきます。場合によっては事業実施が困難になる場合があります。

①保安林

②希少動植物

③埋蔵文化財

④その他の法令による開発規制

2 手戻りを防ぐために

- ① 最新版の要綱、基準等の利用
- ② 基準に基づいた作成

①最新版の要綱・基準の利用

- 最新版の要綱・基準等を利用してください。

※岩手県農林水産部森林保全課のホームページに最新版の要綱、基準を掲載しています。

②基準に基づいた作成

- 基準をよく読んでください。
- チェックシートを活用してください。

(チェックシートを活用すれば、多くのケアレスミスを防ぐことができ、書類の訂正に係る手間、時間を軽減することができます。)

※岩手県農林水産部森林保全課のホームページにチェックシートを掲載しております。

3 よくある補正事項

- ① 沈砂池について
- ② 洪水調整地について
- ③ 仮設防災施設計画について
- ④ 開発跡地の森林復旧について
- ⑤ 植栽・緑化計画について
- ⑥ 図面の記載内容について

①沈砂池について

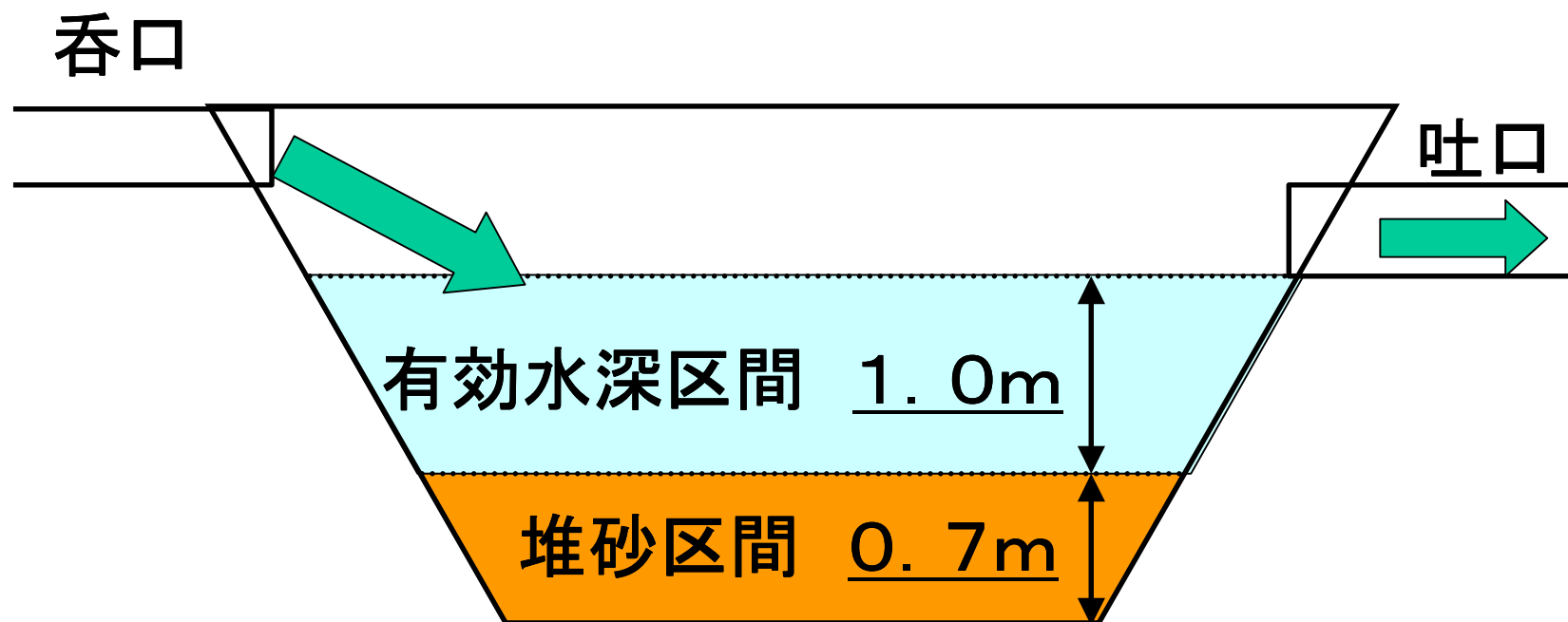
- 有効水深 1m以上確保しているか？

(計画堆砂高、呑口、吐口を明示)

※有効水深：堆積した土砂が水流により再び巻き上がらないように堆砂高と水面(吐口)の間に余裕をとる。

①沈砂池について

•沈砂池の構造(例)

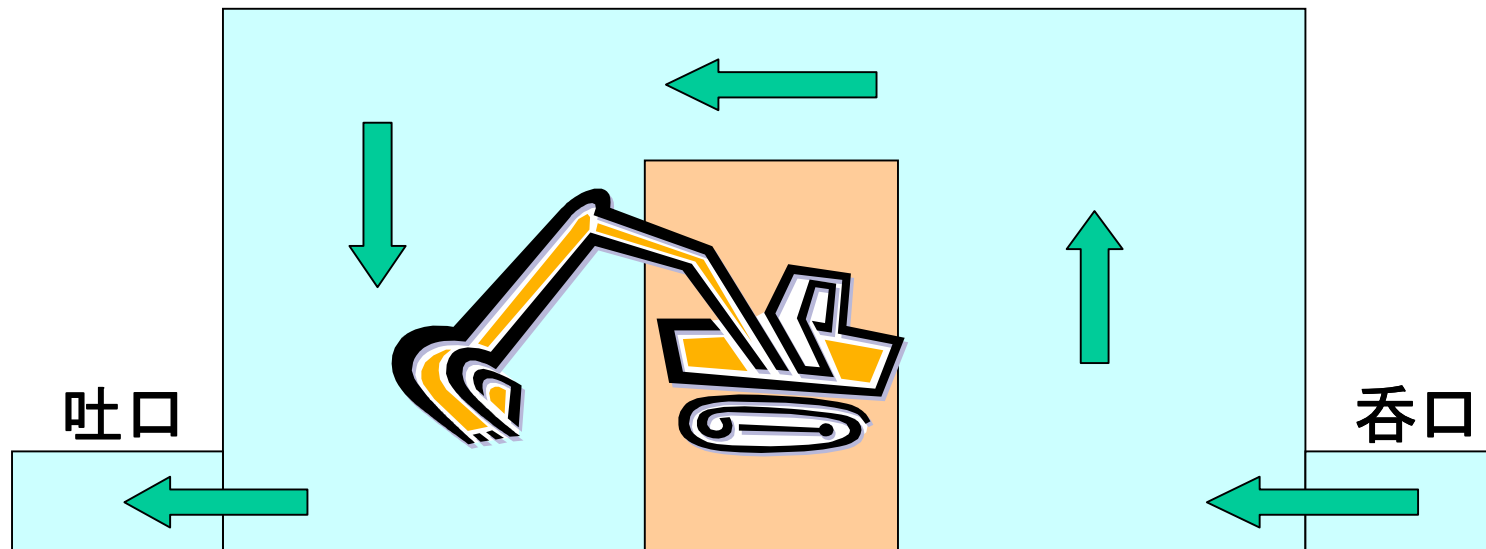


①沈砂池について

(参考) 沈砂池の真ん中に盛土する。

⇒泥上げしやすい。

⇒水の移動距離が長くなり、土砂を沈降させやすい。



②洪水調整地について

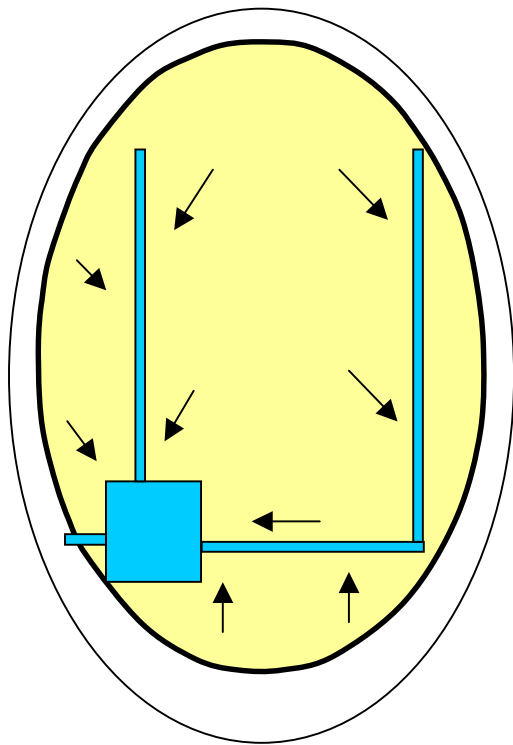
- 増加する雨水を安全に流下させることができるか確認しているか？
(下流流下能力と雨水流出量の関係)
※設置不要であっても、検討した書類の添付が必要
- 放流先の河川管理者から指導を受けているか？

③仮設防災施設計画について

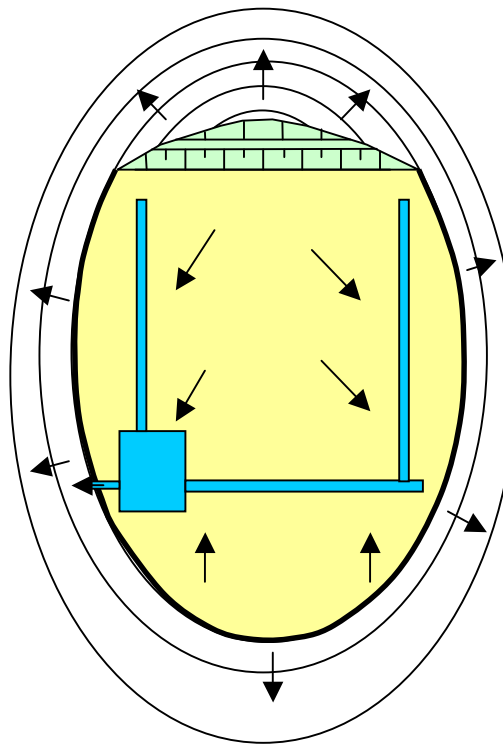
- 沈砂池、洪水調整池等防災施設は、開発行為に先行して設置しなければなりません。
- 作業スペースや開発工程等により、開発の進捗に合わせて、防災施設の構造や位置を変える場合は、仮設防災施設計画を作成し、進捗状況に応じた設置位置、構造、設計根拠を明確にすること。

③仮設防災施設設計画について

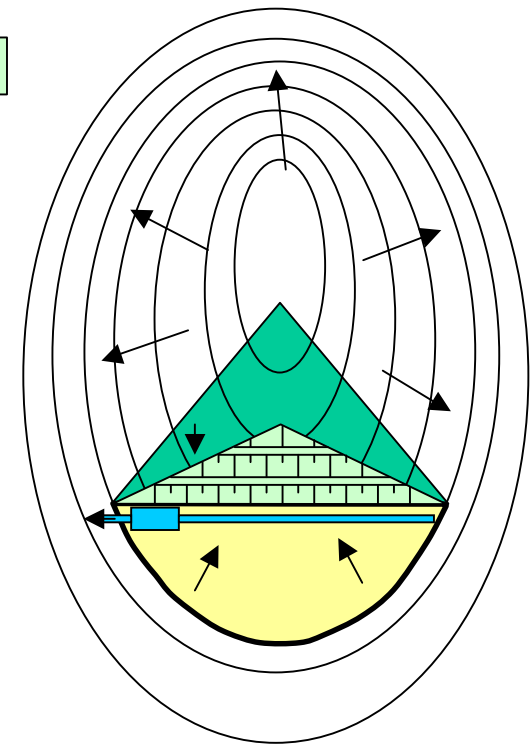
3段階(4.0haまで)



2段階(3.0haまで)



1段階(0.7haまで)



④開発跡地の森林復旧について

- 土砂や岩石採取等の開発跡地の利用目的がない開発行為は、開発跡地を植栽等により森林に復旧する必要があります。

※ 完了後も森林区域のままです。

⑤植栽・緑化計画について

- 植栽、緑化計画を具体的に明示しているか？

(樹種、本数、混合種子名、客土厚等)

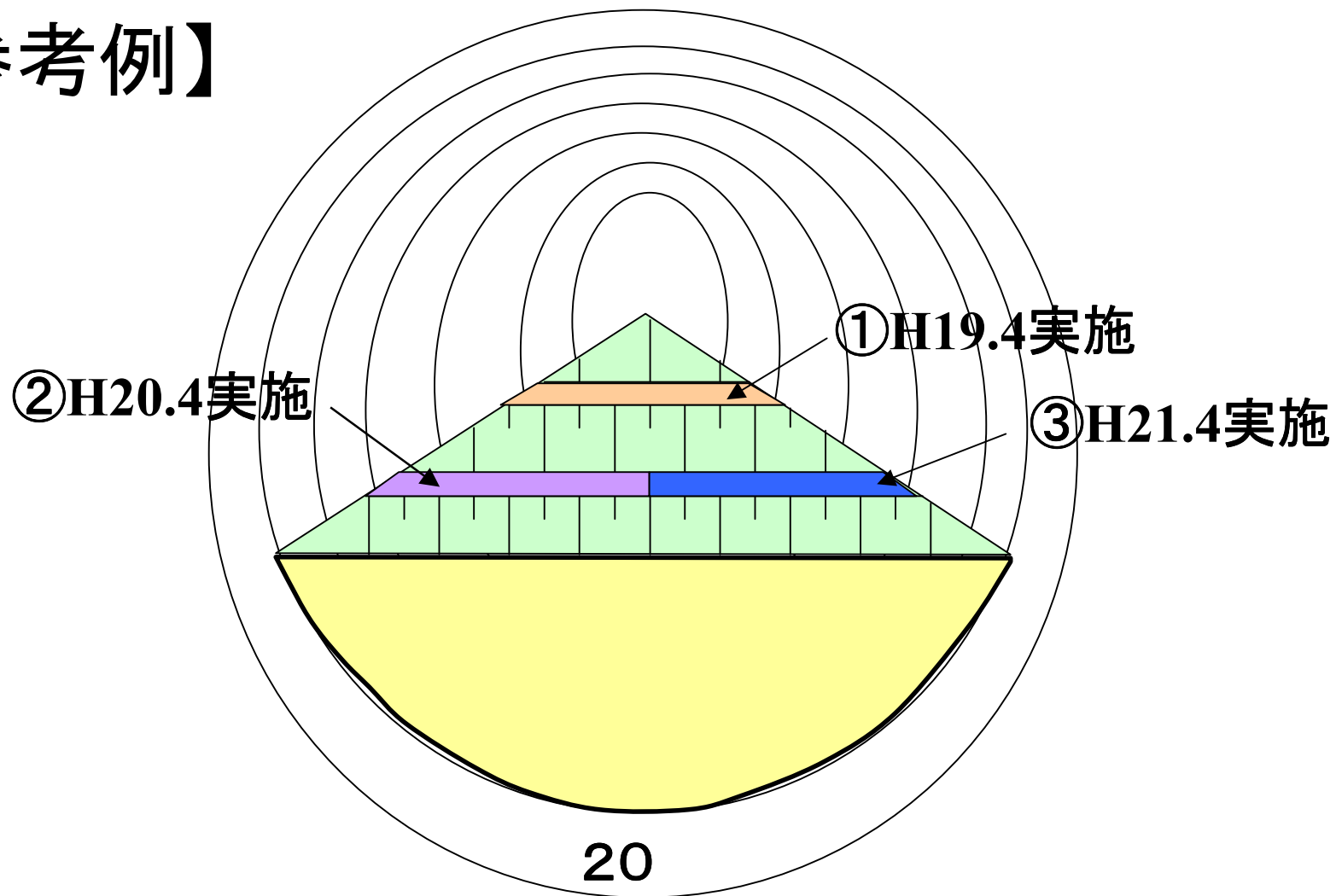
※事業計画書、図面に記載する。

- いつどこを施行するのか明示すること。

※施行工程表、図面に記載し、整合性をとる。

⑤植栽・緑化計画について

【参考例】



⑥ 図面の記載内容について

- 事業区域：赤色
- 開発行為をしようとする森林区域：橙色
- 開発行為に係る森林区域：黄色

※ 事業区域

= 係る森林 + 残置森林 + 森林外

しよとうとする森林(森林内)

